

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第217号

平成24年度から平成25年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センターの手術棟（増築）建設工事について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので公告する。

平成24年3月30日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

理事長 高杉 豊

1 担当部署（問い合わせ先）

和泉市室堂町840

（TEL (0725) 56-1220）

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

2 工事概要等

(1) 工事名

大阪府立母子保健総合医療センター 手術棟（増築）建設工事

(2) 工事場所

和泉市室堂町840

(3) 工事概要

実施設計一式（手術棟増築工事に係る建築総合、建築構造、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備、搬送設備）

建設工事一式（手術棟増築工事及び事前準備工事に係る建築総合、建築構造、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備、搬送設備の各工事）なお、詳細は入札説明書による。

(4) 工期

契約締結日から平成26年3月25日まで

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) この公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に

該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。また、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。)

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)

ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(6) 入札に参加できる企業形態は、単体企業(以下「単体」という。)又は特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)であること。

(7) 単体又は特定JVにおける構成員は、次の条件をすべて満たしていること。

ア 建築一式工事について、平成24年度の大阪府建設工事一般競争(特定調達)入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ 建築一式工事について、建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可を有すること。

ウ 建築一式工事について、平成22年11月8日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。ただし、総合評価一般競争入札参加確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該条件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を契約締結日までに受ける見込みであること。

エ 本工事の入札に重複して参加していないこと。

(8) 特定JVの結成に当たっては、次の条件をすべて満たしていること。

ア 構成員は単体企業とし、構成員数は2者若しくは3者であること。

イ 代表企業の出資比率は、50%以上であること。

ウ 一構成員の出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

エ 共同施工方式によるものであること。

(9) (7)のウに規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、単体又は特定JVの代表構成員(以下「代表構成員等」という。)にあっては1,200点以上であること。

(10) 代表構成員等は、建築一式工事について、平成14年4月以降に元請として、以下の施工実績を有していること。

ア 国内の病院における200病床以上の規模の新築、改築又は増築工事(増築工事にあつては、増築部分の病床数が200床以上のものに限る。)

の施工実績があり、引渡しを完了させた者

イ 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

(11) 代表構成員等は、建築一式工事について、国内の病院における病床数が200床以上の病院での新築、改築又は増築工事(増築工事にあつては、増築部分の病床数が200床以上のものに限る。)を平成14年4月以降に担当した実績を有する建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置できること。(本入札の参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。)

(12) 代表構成員等は、次のア又はイの設計実績等の要件に該当し、かつ、ウの条件を満たしていること。

ア 平成14年4月以降に元請として、国内の病院における病床数が200床以上の規模の新築、改築又は増築工事(増築工事にあつては、増築部分の病床数が200床以上のものに限る。)の設計業務(以下「病院設計業務」という。)を企業組織内に有する設計部門(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた設計事務所)で履行した実績があり、引渡しを完了させた者であること。

イ 病院設計業務を単体で履行した実績を有する協力事務所(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた設計事務所)と本業務に関する実施設計業務の委託契約を予定していること。なお、協力事務所は、(1)から(5)の要件を満たし、かつ次の(ア)及び(イ)の条件を満たすこと。

(ア)「大阪府立母子保健総合医療センター手術棟増築工事基本計画・基本設計その他業務委託」を受託した者でないこと。

(イ)本工事の入札に重複して参加していないこと。

ウ 2の(3)に定める設計業務の業務実施体制は、次の(ア)及び(イ)の条件を満たしていること。

(ア)管理技術者(技術上の管理及び総括を行う者)及び意匠担当の主任技術者(管理技術者のもとで意匠分野における担当技術者を総括する者で、医療センターとの定例的な打合せに出席する者)を配置すること。

(イ)管理技術者及び意匠担当の主任技術者は、上記ア及びイの事務所に所属し、建築士法に基づく一級建築士であること。ただし、管理技術者は、意匠担当の主任技術者と兼任することができる。

4 入札説明書等の交付

入札説明書及び入札参加資格確認申請書等を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成24年3月30日(金)から同年4月12日(木)午後5時まで

(2) 交付方法

大阪府立母子保健総合医療センター（以下「医療センター」という。）のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：<http://www.mch.pref.osaka.jp>

5 入札参加資格確認審査手続

- (1) 入札参加希望者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、医療センターの確認を受けなければならない。

ア 提出期間

平成24年4月16日（月）から同月17日（火）までの日曜日及び土曜日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 提出方法

申請書類は持参するものとし、郵送又は宅配便の利用による提出は認めない。

ウ 提出場所

1の担当部署に同じ

- (2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信切手を貼ること。（切手料金はA4版普通紙1枚と封筒分の重量とする。）
- (3) 入札参加資格の確認の結果
入札参加資格の確認の結果は、平成24年4月23日（月）に通知する。
- (4) その他
申請書類の作成及び提出に要する費用の一切は、提出者の負担とする。なお、提出された申請書類は、返却しない。

6 発注仕様書等の交付

- (1) 5(3)の結果により入札参加資格を認められた者に対し、発注仕様書、基本設計図面等（以下「発注仕様書等」という。）を平成24年4月23日（月）より交付する。
- (2) 発注仕様書等は、本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

7 入札書及び技術提案資料の提出等

(1) 提出期間

平成24年6月8日（金）の正午から午後1時までを除く午前10時から午後4時まで

(2) 場所

1の担当部署に同じ

(3) その他

入札書及び技術提案資料は持参するものとし、郵送又は電送による提出は認めない。また、提出に当たっては、本件における入札参加資格確認結果通知書（写し可）を持参すること。

8 入札書の記載方法等

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 本入札は、予定価格を事前公表して行う。

予定価格は、平成24年3月30日（金）から医療センターのホームページにより公表する。

ホームページURL：<http://www.mch.pref.osaka.jp>

(4) 入札書の提出に当たり、入札参加者は、当該入札額の根拠となる内訳書を提出するものとする。

9 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

10 契約保証金

(1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

1の当部署に同じ

(2) 上記にかかわらず、医療センターが示す条件に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 誓約書の提出の確認

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

12 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入

札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

なお、医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札書提出時点において3の入札参加資格を満たさない者のした入札書は、無効とする。

13 落札者の決定について

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の105に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が予定価格の範囲内である者で、かつ、本件に係る業務にとって最適な者を決定するため、低入札価格調査制度を併用した落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

評価に当たっては、総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点及び評価内容に基づき、評価委員会の意見を聴き評価点を決定するものとする。

(2) 落札者決定基準

この基準の詳細は、入札説明書による。

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 契約手続等

(1) 契約書を作成する。

(2) 落札者が医療センターの示した条件に違反した場合は、契約を締結しないことがある。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1に同じ。

(3) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無